

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷本 肇
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第10期
会計期間	自平成20年 7月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 7月1日 至平成22年 3月31日	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成20年 7月1日 至平成21年 6月30日
売上高(千円)	603,754	570,863	203,481	187,283	839,320
経常損失()(千円)	158,152	139,216	14,778	54,641	137,510
四半期(当期)純損失()(千円)	157,289	144,114	16,163	56,218	151,063
純資産額(千円)	-	-	322,011	166,653	320,588
総資産額(千円)	-	-	1,076,956	777,280	1,069,717
1株当たり純資産額(円)	-	-	19,481.25	9,742.65	19,368.93
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	9,726.04	8,911.35	999.45	3,476.26	9,341.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	29.3	20.3	29.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	135,839	173,377	-	-	85,801
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	312,335	9,683	-	-	278,826
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	64,006	62,194	-	-	17,008
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	393,291	143,223	368,664
従業員数(人)	-	-	77	71	73

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	71	(5)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	40	(4)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは開発を終了し製品化したソフトウェアの販売を行っており、受注から売上までの期間が短いため、生産実績は販売実績とほぼ一致しております。従いまして、生産実績に関しては販売実績の欄をご参照ください。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間の受注状況を製品・サービス別に示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス	17,973	71.5	-	-
システムインテグレーション	2,114	19.8	300	9.5
ビジネスコンサルティング	72,368	92.5	16,029	206.2
運用保守	125,866	98.0	167,309	84.9
ロイヤリティ	3,676	-	-	-
その他	12,164	4,054.7	2,172	-
合計	234,164	96.4	185,811	111.6

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を製品・サービス別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェアライセンス(千円)	18,168	78.1
システムインテグレーション(千円)	4,214	23.9
ビジネスコンサルティング(千円)	81,499	112.9
運用保守(千円)	69,732	88.7
ロイヤリティ(千円)	3,676	-
その他(千円)	9,991	84.8
合計(千円)	187,283	92.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本たばこ産業株式会社	-	-	39,600	21.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	33,000	16.2	-	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年3月15日開催の取締役会において、株式会社三菱東京UFJ銀行との借入契約について借入条件の変更を行う旨の決議を行いました。なお、「重要な後発事象」に記載のとおり、平成22年4月1日に同行から事業資金として融資を受けていた長期借入金及び短期借入金について、借換え及び条件変更を実行いたしました。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び当社連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益に改善が見られる等、一部持ち直しの傾向が見えてき

たものの、なお自律性は弱く、依然厳しい状況にあり、企業のIT投資についても依然抑制傾向が続いております。当社グループは当第3四半期連結会計期間においては、引き続き、期首に本事業年度の経営方針として、掲げた下記の方針に沿って、事業展開を行ってまいりました。

KnowledgeMarketお客様基盤の強化と、カスタマーイン発想の機能向上
KnowledgeMarketお客様に対する付加サービスの提供
マイクロソフトSharePoint市場でのポジション強化
Realcom U.S., Inc. (以下、「Realcom US」という。)収益力強化
グローバルシナジー追求

コンサルティング及びKPO(ナレッジプロセスアウトソーシング)や保守、追加ライセンス等、日米ともに既存顧客からの安定した収益を確保いたしました。また、次期成長分野として位置づけた日本におけるSharePoint関連事業や米国におけるOEM事業、パートナーリングによるAskMe for SharePoint販売拡張においては、第2四半期連結会計期間までに行った事業立ち上げの準備を経て、一部事業においては売上を上げるなど、実態としては動き出したものの、これらについては本格的に拡大するまでには至りませんでした。また、経費については通期全体では、コスト削減の体質を維持しているものの、第3四半期連結会計期間においては、先行投資として位置づけていた米国における営業体制強化による人件費増や、日本において次期成長分野における人材採用のための採用費や営業支援のための外部委託費を計上するなどにより、前年同期比で増加しております。この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は187,283千円(前年同期比8.0%減)、営業損失は54,713千円(前年同期19,781千円)、経常損失は54,641千円(前年同期14,778千円)、四半期純損失は56,218千円(前年同期16,163千円)となりました。

当第3四半期連結会計期間における製品・サービス別の業績は、次のとおりであります。

1. ソフトウェアライセンス

当社において主力製品である「KnowledgeMarket」の既存のお客様への追加導入、子会社オーজেテクノロジ株式会社の製品導入があった結果、売上高は18,168千円(前年同期比21.9%減)となりました。

2. システムインテグレーション

前期以前に当社製品を導入したお客様に関して、システムインテグレーションを受注するなど、売上高は4,214千円(前年同期比76.1%減)となりました。

3. ビジネスコンサルティング

第2四半期連結会計期間から引き続いて、当社においては既存のお客様の情報共有に関するコンサルティングサービスなどを提供し、売上高は81,499千円(前年同期比12.9%増)となりました。

4. 運用保守

既存のお客様の維持に努め、当社及び米国子会社において運用保守サービスを提供した結果、売上高は69,732千円(前年同期比11.3%減)となりました。

5. OEM

CCHとのOEMビジネスにおけるロイヤリティ収入により、3,676千円となりました。

6. その他

SharePoint関連事業におけるNintex社製品の売上等により、9,991千円(前年同期比15.2%減)となりました。

当第3四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

1. 日本

主として当社において、製品(ライセンス)導入や、システムインテグレーション受注、コンサルティング及び運用保守の提供を行った結果、売上高は167,047千円(前年同期比5.5%減)、営業損失は9,830千円(前年同期7,734千円の営業利益)となりました。

2. 北米

子会社Realcom USにおいて、サービス及び運用保守の提供及びロイヤリティ収入により、売上高は20,297千円(前年同期比30.2%減)、営業損失は40,944千円(前年同期34,039千円)となりました。

3. その他の地域(インド)

Realcom Technology India Private Limitedにおいて、製品開発に従事した結果、内部売上高として10,490千円(前年同期比22.3%増)、営業損失は4,290千円(前年同期4,301千円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動において89,025千円の減少、投資活動において19,011千円の増加、財務活動において1,998千円の減少となったことから、第2四半期連結会計期間末に比べて、71,954千円減少し、当第3四半期連結会計期間末には143,223千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、89,025千円(前年同四半期は7,136千円の獲得)となりました。主な増加要因は、買掛金の増加(13,556千円)、のれん償却額の発生に伴う増加(12,969千円)等であり、主な減少要因は、税金等調

整前四半期純損失の発生（54,641千円）、前受金の減少（37,195千円）、前払費用の増加（19,729千円）、売掛金の増加（11,780千円）等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は、19,011千円（前年同四半期は24,122千円の使用）となりました。主な増加要因は、定期預金の払戻による収入（20,000千円）等であり、主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出（1,027千円）等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1,998千円（前年同四半期は21,998千円の使用）となりました。これは長期借入金の返済による支出（1,998千円）によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は事業及び財務の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、事業及び財務の方針を決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

また、当社は「人中心」のコンセプトを取り込んだ包括的な情報共有基盤の提供を通じて、ワークスタイルに自律的な変革を与え社会に貢献することを企業理念としておりますが、これは役職員一人一人の経験と創造力及びそれらを結集する経営力、いわゆる当社最大の資産である人材により達成できるものと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、事業及び財務の方針の決定を支配する者が、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に反する者である場合には、人材流出等により当社企業理念を達成することは困難になると思われ、それ自体が企業買収に対する抑止力として働くものと考えております。同時に、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、22,841千円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループが事業領域とする情報共有・ナレッジマネジメントの市場は、ソフトウェアベンダーやシステムインテグレーター、コンサルティング会社等の様々な分野の競合相手が存在し、日に日に競争が激化しております。

当社グループでは、日本及び米国において、「KnowledgeMarket」、「HAKONE for Notes」、「AskMe Enterprise」、「GSA Extender for Notes」、「AccessWatcher」の製品（ライセンス）販売事業、ITサービス事業、及び「ビジネスコンサルティング」、「Knowledge Process Outsourcing (KPO)」のコンサルティング事業を通じて、「人中心」のコンセプトに基づき、お客様ニーズの把握、戦略目標の明確化からシステム要件定義・導入、さらには運用定着までのソリューションをワンストップにて提供できる体制を整備することにより、他社との差別化をしております。しかしながら、当該分野が成長市場であり、大きな参入障壁がないことから、今後、他社の新規参入により競合が激化する可能性があり、それらにより当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが展開している事業領域に適合した人材の確保ができない場合には、今後の当社グループの事業戦略に大きな影響を及ぼす可能性があります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,080
計	58,080

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,172	16,172	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	16,172	16,172	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権
(平成13年8月6日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成15年8月7日 至平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株引受権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の株式数を減じております。

2. 新株引受権の行使の条件

新株引受権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株引受権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株引受権を行使できるものとします。

新株引受権の割当を受けた者は、新株引受権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員又は取締役であることを要します。

新株引受権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株引受権を行使することができるものとします。

その他の新株引受権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株引受権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行(転換社債又は優先株式の転換、新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金}}{\text{調整前発行価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	36 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	18 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	44 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成17年9月27日 至平成25年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権付と日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）するときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年9月24日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	34 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成18年9月25日 至平成26年9月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年9月22日定時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	280 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成19年9月23日 至平成27年9月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
（平成18年1月25日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成22年3月31日）
新株予約権の数（個）	40 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）4
新株予約権の行使期間	自平成18年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとします。

当社は、取締役会の定めるところにより、新株予約権発行後、当社が他社に吸収合併される場合又は他社との新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数、払込金額、新株予約権の行使期間その他について必要と認められる調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができます。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできないものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 払込金額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前払込金額}}{1 \text{株当たり調整後払込金額}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で当社の普通株式を発行又は処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は、「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	156 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
（平成18年6月30日臨時株主総会決議）

区分	第3四半期会計期間末現在 （平成22年3月31日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）3
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成19年6月19日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	13 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)4
新株予約権の行使期間	自平成21年6月20日 至平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び会社法第309条の規定に基づく新株予約権
(平成20年9月26日臨時株主総会決議)

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,000 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,000 資本組入額 29,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社子会社の従業員でなければならない。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成20年9月26日定時株主総会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年8月15日 至平成24年4月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年1月1日 ~ 平成22年3月31日	-	16,172	-	767,150	-	420,149

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,172	16,172	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,172	-	-
総株主の議決権	-	16,172	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	36,400	52,000	47,000	49,200	42,500	37,600	39,000	38,150	99,000
最低(円)	26,000	30,150	33,300	29,600	31,000	33,200	34,100	29,000	36,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	執行役員 C T O	竹内 克志	平成22年4月30日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	145,115	390,584
売掛金	119,801	129,232
仕掛品	3,526	299
原材料及び貯蔵品	117	137
その他	44,738	21,722
貸倒引当金	5,146	1,450
流動資産合計	308,152	540,527
固定資産		
有形固定資産	21,413	24,475
無形固定資産		
のれん	410,153	464,360
その他	17,976	20,856
無形固定資産合計	428,129	485,216
投資その他の資産	19,585	19,498
固定資産合計	469,127	529,190
資産合計	777,280	1,069,717
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,475	1,284
短期借入金	80,000	80,000
1年内返済予定の長期借入金	120,392	120,392
未払法人税等	5,475	4,705
前受金	51,025	141,915
その他	34,617	44,005
流動負債合計	315,986	392,301
固定負債		
長期借入金	294,432	356,626
その他	208	201
固定負債合計	294,640	356,827
負債合計	610,626	749,129
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	767,150
資本剰余金	420,149	420,149
利益剰余金	970,949	826,834
株主資本合計	216,349	360,464
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	58,791	47,229
評価・換算差額等合計	58,791	47,229
新株予約権	2,363	2,201
少数株主持分	6,732	5,152
純資産合計	166,653	320,588
負債純資産合計	777,280	1,069,717

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
売上高	603,754	570,863
売上原価	300,888	234,795
売上総利益	302,865	336,067
販売費及び一般管理費		
役員報酬	51,914	67,588
給料	115,685	79,545
支払手数料	65,585	52,588
研究開発費	65,550	70,149
減価償却費	49,314	43,436
その他	102,238	150,118
販売費及び一般管理費合計	450,288	463,427
営業損失 ()	147,422	127,360
営業外収益		
受取利息	1,422	193
還付加算金	638	-
その他	831	51
営業外収益合計	2,892	245
営業外費用		
支払利息	7,819	5,915
為替差損	3,585	5,515
その他	2,217	670
営業外費用合計	13,622	12,101
経常損失 ()	158,152	139,216
特別利益		
受取補償金	6,829	-
貸倒引当金戻入額	80	-
特別利益合計	6,909	-
特別損失		
固定資産除却損	34	-
固定資産売却損	-	12
特別損失合計	34	12
税金等調整前四半期純損失 ()	151,277	139,229
法人税、住民税及び事業税	4,391	3,305
法人税等調整額	2,774	-
法人税等合計	7,166	3,305
少数株主利益又は少数株主損失 ()	1,154	1,579
四半期純損失 ()	157,289	144,114

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	203,481	187,283
売上原価	95,353	83,267
売上総利益	108,127	104,015
販売費及び一般管理費		
役員報酬	18,295	22,767
給料	32,810	28,067
支払手数料	17,225	15,620
研究開発費	3,507	22,841
減価償却費	18,342	14,114
その他	37,726	55,317
販売費及び一般管理費合計	127,909	158,729
営業損失()	19,781	54,713
営業外収益		
受取利息	88	86
為替差益	8,592	2,100
その他	148	9
営業外収益合計	8,829	2,196
営業外費用		
支払利息	2,511	2,058
その他	1,313	67
営業外費用合計	3,825	2,125
経常損失()	14,778	54,641
特別利益		
貸倒引当金戻入額	450	-
特別利益合計	450	-
税金等調整前四半期純損失()	14,328	54,641
法人税、住民税及び事業税	1,238	211
法人税等調整額	54	-
法人税等合計	1,184	211
少数株主利益	650	1,364
四半期純損失()	16,163	56,218

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	151,277	139,229
減価償却費	9,452	12,786
貸倒引当金の増減額(は減少)	80	3,662
ソフトウェア償却費	13,452	-
のれん償却額	42,547	39,268
補償金の受取額	6,829	-
株式報酬費用	1,540	162
有形固定資産売却損益(は益)	34	12
為替差損益(は益)	5,445	4,169
受取利息及び受取配当金	1,651	193
支払利息	7,930	5,915
売上債権の増減額(は増加)	8,253	7,846
たな卸資産の増減額(は増加)	472	3,206
未払費用の増減額(は減少)	3,477	8
未収入金の増減額(は増加)	49,797	196
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,277	16,577
仕入債務の増減額(は減少)	19,346	20,649
未払金の増減額(は減少)	58,301	2,387
前受金の増減額(は減少)	44,513	90,349
その他の流動負債の増減額(は減少)	20,358	13,106
小計	128,468	165,595
利息及び配当金の受取額	916	217
利息の支払額	4,543	4,512
法人税等の支払額	3,743	3,487
営業活動によるキャッシュ・フロー	135,839	173,377
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20,000	30
定期預金の払戻による収入	434,703	20,000
有形固定資産の取得による支出	4,713	3,656
有形固定資産の売却による収入	78	5
事業譲受による支出	96,324	-
短期貸付けによる支出	-	6,877
従業員に対する貸付金の回収による収入	900	197
その他	2,307	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	312,335	9,683
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	80,000
短期借入金の返済による支出	30,000	80,000
長期借入金の返済による支出	5,994	62,194
財務活動によるキャッシュ・フロー	64,006	62,194
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,077	447
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	232,424	225,440
現金及び現金同等物の期首残高	160,867	368,664
現金及び現金同等物の四半期末残高	393,291	143,223

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>工事契約に関する会計基準の適用</p> <p>ソフトウェアの請負開発に係る収益及び費用の計上基準については、従来、検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手したソフトウェアの請負開発のうち、当第3四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、64,372千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、58,201千円であります。
2.運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 150,000千円 借入実行残高 80,000千円 差引額 70,000千円 重要な後発事象に記載のとおり、平成22年4月1日に借入に係る条件変更を行い、当座貸越契約を解消するとともに手形借入による借入を実行しております。	2.運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 150,000千円 借入実行残高 80,000千円 差引額 70,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 415,256千円	現金及び預金勘定 145,115千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金 21,964千円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金 1,891千円
現金及び現金同等物 393,291千円	現金及び現金同等物 143,223千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

- 1.発行済株式に関する事項
普通株式 16,172株
- 2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 2,363千円
- 4.配当に関する事項
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
前連結会計年度末残高	767,150	420,149	826,834	360,464
当第3四半期連結会計期間末までの変動額				
四半期純損失			144,114	144,114
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計	-	-	144,114	144,114
平成22年3月31日残高	767,150	420,149	970,949	216,349

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	176,746	26,734	-	203,481	-	203,481
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	79	2,325	8,579	10,984	10,984	-
計	176,826	29,059	8,579	214,465	10,984	203,481
営業利益又は営業損失()	7,734	34,039	4,301	30,607	10,825	19,781

当第3四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	166,986	20,297	-	187,283	-	187,283
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	61	-	10,490	10,551	10,551	-
計	167,047	20,297	10,490	197,834	10,551	187,283
営業利益又は営業損失()	9,830	40,944	4,290	55,066	352	54,713

前第3四半期連結累計期間（自平成20年7月1日至平成21年3月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	497,361	106,392	-	603,754	-	603,754
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	747	14,312	25,286	40,347	40,347	-
計	498,109	120,705	25,286	644,101	40,347	603,754
営業利益又は営業損失()	88,149	61,446	1,130	148,465	1,043	147,422

当第3四半期連結累計期間（自平成21年7月1日至平成22年3月31日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
(1) 外部顧客に対する売上高	473,662	97,200	-	570,863	-	570,863
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	221	-	39,400	39,621	39,621	-
計	473,883	97,200	39,400	610,484	39,621	570,863
営業利益又は営業損失()	33,299	97,563	3,681	127,180	179	127,360

(注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

その他の地域.....インド

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	26,734	26,734
連結売上高（千円）		203,481
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	13.1	13.1

当第3四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	20,297	20,297
連結売上高（千円）		187,283
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	10.8	10.8

前第3四半期連結累計期間（自平成20年7月1日至平成21年3月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	106,392	106,392
連結売上高（千円）		603,754
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	17.6	17.6

当第3四半期連結累計期間（自平成21年7月1日至平成22年3月31日）

	北米	計
海外売上高（千円）	97,200	97,200
連結売上高（千円）		570,863
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	17.0	17.0

（注）1．国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

（1）北米……米国

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当第3四半期連結会計期間において、当社グループは、ストック・オプションに係る費用計上、付与したストック・オプション及びストック・オプションの条件変更がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年6月30日)
1株当たり純資産額 9,742.65円	1株当たり純資産額 19,368.93円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 9,726.04円	1株当たり四半期純損失金額 8,911.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(千円)	157,289	144,114
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	157,289	144,114
期中平均株式数(株)	16,172	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 999.45円	1株当たり四半期純損失金額 3,476.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(千円)	16,163	56,218
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	16,163	56,218
期中平均株式数(株)	16,172	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当社は、平成22年4月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行と事業資金として融資を受けていた長期借入金及び短期借入金について、以下の通り借換えおよび条件変更を実行いたしました。

1. 長期借入金

元本：342,600千円

借換えは、長期借入金の一括返済と新規の金銭消費貸借契約の締結により実行しており、これらの条件変更の内容は次の通りとなります。

	借換後	借換前
最終返済月	平成23年4月	平成25年4月
弁済方法	毎月返済額：月額9,516千円	半年毎均等返済
	最終月返済額：237,924千円	
金利条件	短期プライムレート+1.50%	Tibor+1.35%
財務制限条項	財務制限条項なし	借入人の平成21年6月度以降の年度決算期末における連結及び単体の貸借対照表の『純資産の部』の合計金額が平成20年6月決算期末における連結及び単体貸借対照表の『純資産の部』の合計金額の90%未満とならないこと。 借入人の平成21年6月度以降の年度決算期末における連結及び単体の損益計算書の経常損益の額がゼロ未満とならないこと。 (財務制限条項の未充足時の効果) 上記同一事項に二期連続して抵触した場合には貸付人が借入人に通知することにより、期限の利益を喪失させることが出来る。
担保提供資産	なし	なし

2. 短期借入金

借入残高80,000千円については、次の通り条件変更しております。

	変更後	変更前
融資形態	手形借入	当座貸越枠(150,000千円)
借入残高	80,000千円	80,000千円
期日	返済期日：平成22年9月30日	当座貸越枠期日：平成22年4月1日
金利条件	短期プライムレート+1.00%	Tibor+0.75%
担保提供資産	なし	なし

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末のリース取引残高に比べて著しい変動が認められないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月13日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 劔持俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林和夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月12日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 劔持俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月1日において金融機関1行と借入金の借換え及び借入条件の変更を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。